

歯科診療特別対応加算の適応拡大と再編 初再診時における歯科診療特別対応加算 1.2.3

初診料・再診料における「著しく歯科診療が困難な患者に対する加算」である歯科診療特別対応加算（特）の適応が拡大され、歯科診療特別対応加算1・2・3（それぞれ略称は、特1・特2・特3）の3つの区分に再編され、「著しく歯科診療が困難な方」の定義と診療方法を細分化し、加算点数に違いができた。

3つの区分とも、診療時間が1時間を超えた場合は以降30分ごとに100点を加算し、それぞれ、患者の状態、病名、用いた専門的技法などのカルテ記載が必要。

【歯科診療特別対応加算1（特1）175点】

改定前の歯科診療特別対応加算（特）は、この特1に相当するが、対象が拡大された。

- イ 脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ロ 知的発達障害等により開口保持ができない状態や治療の目的が理解できず協力が得られない状態
- ハ 重症の呼吸器疾患等で頻繁に治療の中断が必要な状態（喘息患者から拡大）
- ニ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態
- ホ 人工呼吸器を使用している状態または気管切開等を行っており歯科治療に際して管理が必要な状態
- ヘ 強度行動障害の状態であって、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られ、歯科治療に協力が得られない状態
- ト 標準予防策に加えて、空気感染対策、飛沫感染対策、接触感染対策など当該感染症の感染経路等の性質に応じて必要な感染対策を講じたうえで歯科診療を行う必要がある状態（通知16ト（ア）～（ホ）2024年改定要点と解説P.35参照）

【歯科診療特別対応加算2（特2）250点】

改定前の初診時歯科診療導入加算（特導）が特2に再編され、特1のイからヘに該当する場合、初診時に加えて、再診時にも算定可となった。

さらに、特1のトに該当し、個室や陰圧室で診療を行う必要のある患者についても特2を算定する。

【歯科診療特別対応加算3（特3）500点】

・ 新型インフルエンザ等感染症等の患者に感染対策を実施したうえで治療した場合

（「新型インフルエンザ等感染症等の患者」とは感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症の患者）

（山口芳輝記）